

公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団（以下「財団」という。）定款第15条の規定に基づき、賛助会員の入会、退会及びその他の必要な事項を定める。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、財団の理念に賛同し、これを援助する個人並びに法人及び団体で、第3条に記載の方法によって申し込みを行い、財団の専務理事の承認を得た者とする。

(申込)

第3条 賛助会員になろうとする者（以下、「申込者」という。）は、所定の入会申込書（電磁的方法によるものを含む。）に必要事項を記入して財団に対し申し込むものとする。

(会費)

第4条 会費は次の通りとする。

- (1) 個人 一口 60,000 円／年度
- (2) 法人 一口 120,000 円／年度
- 2 会費の納入は、申込者が年度（定款の定める事業年度にしたがい、毎年4月1日から翌年3月31日までを指す。以下同じ）毎に財団の指定する口座に振り込むものとし、財団所定の会員証の発行を以って賛助会員としての資格を生じるものとする。
- 3 既納の会費は、いかなる場合においても返還しないものとする。

(会費の使途)

第5条 前条に掲げる会費は、財団が実施する公益目的事業に使途を制限するものである。

(特典)

第6条 財団は賛助会員に対して礼状の送付を行い、その他財団の裁量で芳名披露（同意者のみ）及び財団が催すイベントの案内を行う。

(資格の喪失)

第7条 賛助会員は、次の各号の一に該当するときに賛助会員の資格を失うものとする。

- (1) 第8条に規定する退会届出書による届け出を財団が受理したとき
- (2) 会員証記載の有効年度を過ぎたとき
- (3) 第9条に基づき除名されたとき
- (4) 賛助会員が、個人であるときは死亡したとき、法人及び団体であるときは消滅、

解散したとき

(5) 財団が解散したとき

(退会)

第8条 賛助会員は、所定の退会届出書によって財団に届け出ることで任意に退会することができ、届け出を財団が受理した日が属する年度末日に退会したものとみなす。

(除名)

第9条 賛助会員が、次の各号の一に該当するときは、財団は理事会の決議によりその者を除名することができる。

(1) 財団の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき

(2) その他、理事会が賛助会員として不適切であると認めた場合

(権利の喪失)

第10条 賛助会員の資格を失った者は、会員としての一切の権利を失い、既納の会費、その他財団の資産に対して何ら請求することができない。

(名誉会員)

第11条 この規程で定める賛助会員のうち、財団に著しい功労のあった者は、理事会の推薦を経て、定款第14条第1項第2号に定める名誉会員となることができる。名誉会員の選定等の詳細については、別途定める。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は理事会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和4年6月23日から施行する。
- 3 この規程は、令和5年6月26日から施行する。